

武蔵村山市無電柱化推進計画

(令和6年度～令和15年度)

令和6年 3 月

武蔵村山市

目 次

1 計画の目的、位置付け及び計画期間	1
(1) 計画の目的	
(2) 計画の位置付け	
(3) 計画期間	
2 国と東京都の無電柱化の動向	3
3 市内における無電柱化の現状	4
(1) 無電柱化の実績	
(2) 都市計画道路・緊急輸送路等の状況	
4 無電柱化推進の課題	7
(1) 地上機器の設置場所と電線埋設位置の確保	
(2) 地元住民等との合意形成	
(3) 無電柱化にかかる多額の費用	
5 無電柱化を推進するための方針	9
(1) 無電柱化の推進の視点	
(2) 無電柱化の整備方針と目標	
(3) 無電柱化の対象路線と優先すべき路線の検討	
(4) 無電柱化の整備方法	
6 無電柱化を総合的、計画的かつ迅速に推進するための施策	19
(1) コストの縮減策	
(2) 補助制度の活用	
(3) 無電柱化における措置制度の活用	
(4) その他の支援制度	
(5) 計画の進行管理	
資料編	30
武蔵村山市無電柱化推進計画策定委員会	
1 武蔵村山市無電柱化推進計画策定委員会設置要綱	
2 武蔵村山市無電柱化推進計画策定委員会委員名簿	
3 会議の開催状況	

1 計画の目的、位置付け及び計画期間

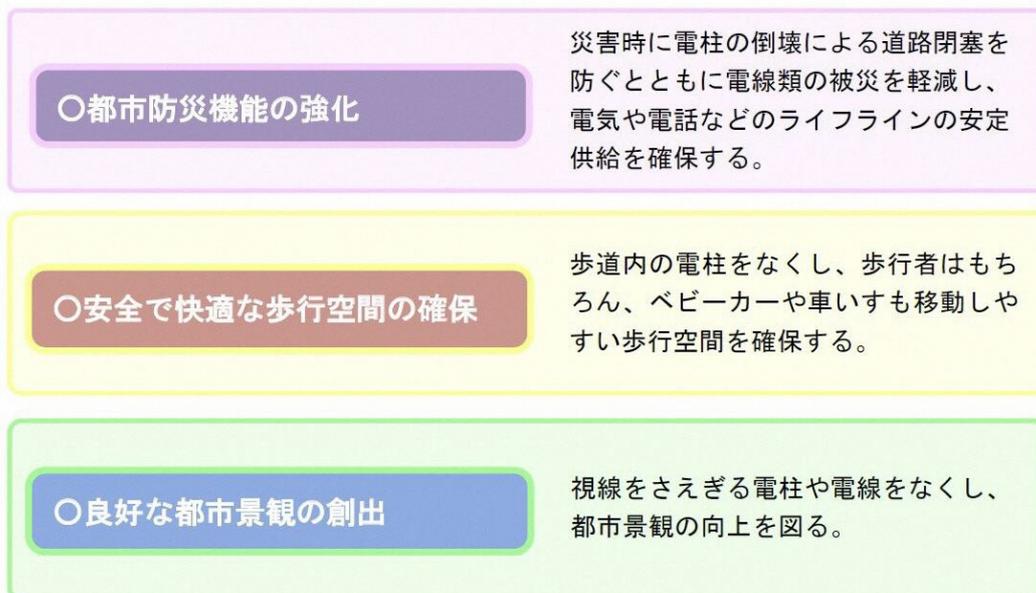
(1) 計画の目的

近年、地震や風水害等、想定を超えた大規模な災害が発生するようになった。これらの災害により、電柱の倒壊や断線による市街地等の損壊、道路の閉塞や通行の支障による救急活動や物資輸送の遅延などが引き起こされている。また、道路に設置された電柱は、歩行者や車いすの通行の妨げになるとともに、張り巡らされた電線が自然景観を損ない、良好な都市景観の形成を阻害している。

このような現状を受けて、国では、防災への対応、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として、無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号。以下「無電柱化法」という。）が平成 28 年に施行された。無電柱化法第 8 条では、国や東京都が定める無電柱化推進計画を基本として、区市町村においても無電柱化推進計画を策定するよう努力義務を規定している。

また、東京都では、昭和 61 年度に無電柱化に関する整備計画を策定し、平成 29 年 6 月に都道府県で初となる東京都無電柱化推進条例を制定し、積極的かつ計画的に無電柱化を推進してきた。

武蔵村山市無電柱化推進計画（以下「本計画」という。）は、無電柱化法に基づき、本市の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。



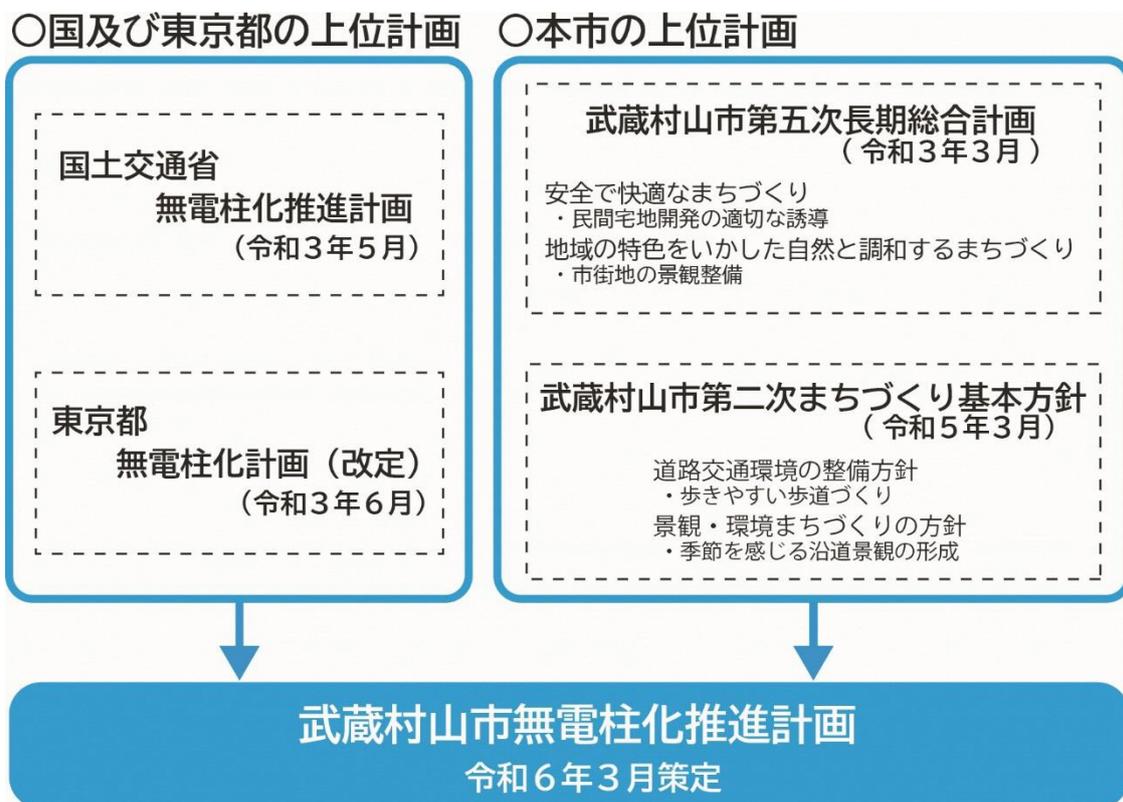
出典：東京都無電柱化計画（令和 3 年）

【図 1 - 1】無電柱化の 3 つの目的

(2) 計画の位置付け

本市では、令和3年3月に「武蔵村山市第五次長期総合計画」、令和5年3月には「武蔵村山市第二次まちづくり基本方針」が策定され、各計画において無電柱化の推進が掲げられている。

本計画は、国や東京都の無電柱化に関する計画を踏まえ、本市のまちづくりに関する計画と整合を図って策定するものである。



【図1-2】本計画の位置付け

(3) 計画期間

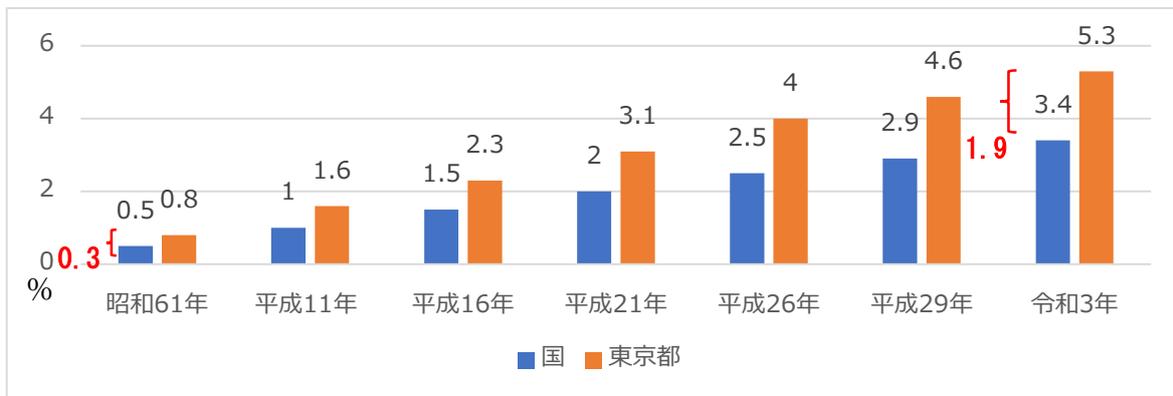
武蔵村山市第五次長期総合計画や武蔵村山市第二次まちづくり基本方針と連動させ、本計画の実施に向けた行程を考慮し、令和6年度から令和15年度までの10年間を計画期間とする。

2 国と東京都の無電柱化の動向

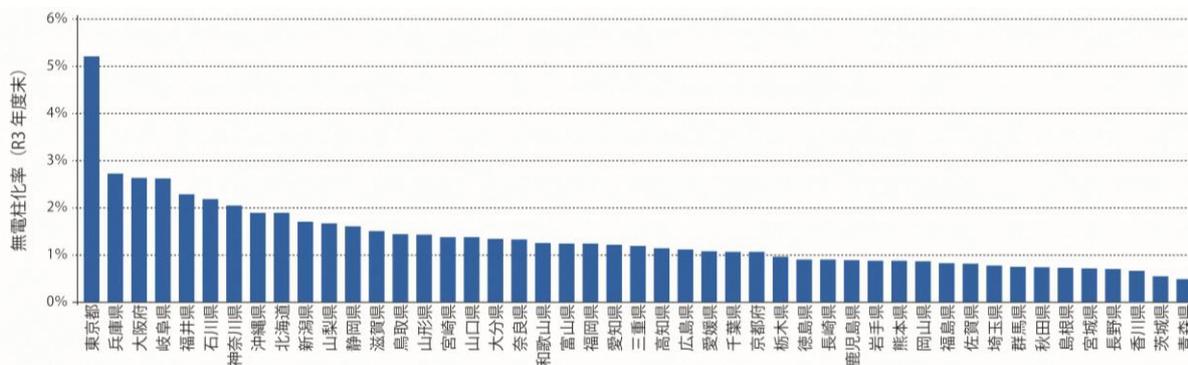
国の無電柱化の推進は、電線類地中化計画（1期・昭和61年度～3期・平成10年度）、新電線類地中化計画（平成11年度～平成15年度）、無電柱化推進計画（平成16年度～平成20年度）に基づき、整備が進められてきた。しかし、無電柱化率は海外の主要都市と比べて極めて低いうえ、近年の大規模な災害や進行する高齢化などへの対応が強く求められるようになった。そのため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することを目的として、平成28年に無電柱化法が施行された。これにより国や都道府県が無電柱化推進計画を定めることを義務付けたほか、新設電柱の抑制やコスト縮減などの対策も盛り込まれ、区市町村にも無電柱化推進計画を策定することを努力義務として規定した。また、無電柱化法に基づき、国では令和3年度を初年度とする新たな無電柱化推進計画を策定し、無電柱化の完了までの期間を半減させることなどを目標としている。

東京都では、国や区市町村、関係事業者と連携して無電柱化を計画的に推進してきた。平成29年には、都道府県で初めて東京都無電柱化推進条例を制定し、平成30年には、無電柱化法及び条例に基づく東京都無電柱化計画を策定し、今後10年間の無電柱化の基本方針や目標、施策などを定めた。令和元年には、「未来の東京」戦略ビジョンで、無電柱化の加速化戦略の策定を位置付け、令和3年には、無電柱化加速化戦略を踏まえて東京都無電柱化計画を改定し、2040年代に向けた無電柱化の基本方針や整備目標を策定している。

また、国と東京都の無電柱化率の推移をみると、昭和61年から令和3年にかけて両者の差が0.3ポイントから1.9ポイントに拡大していることから、東京都が積極的に無電柱化を推進していることが分かる。



【図2-1】国と東京都における無電柱化率の推移



※ 全道路(高速自動車国道及び高速道路会社管理道路を除く)のうち、電柱、電線類のない延長の割合(令和3年度末)で各道路管理者より聞き取りをしたもの 出典：国土交通省 HP

【図2-2】都道府県別の無電柱化整備状況

3 市内における無電柱化の現状

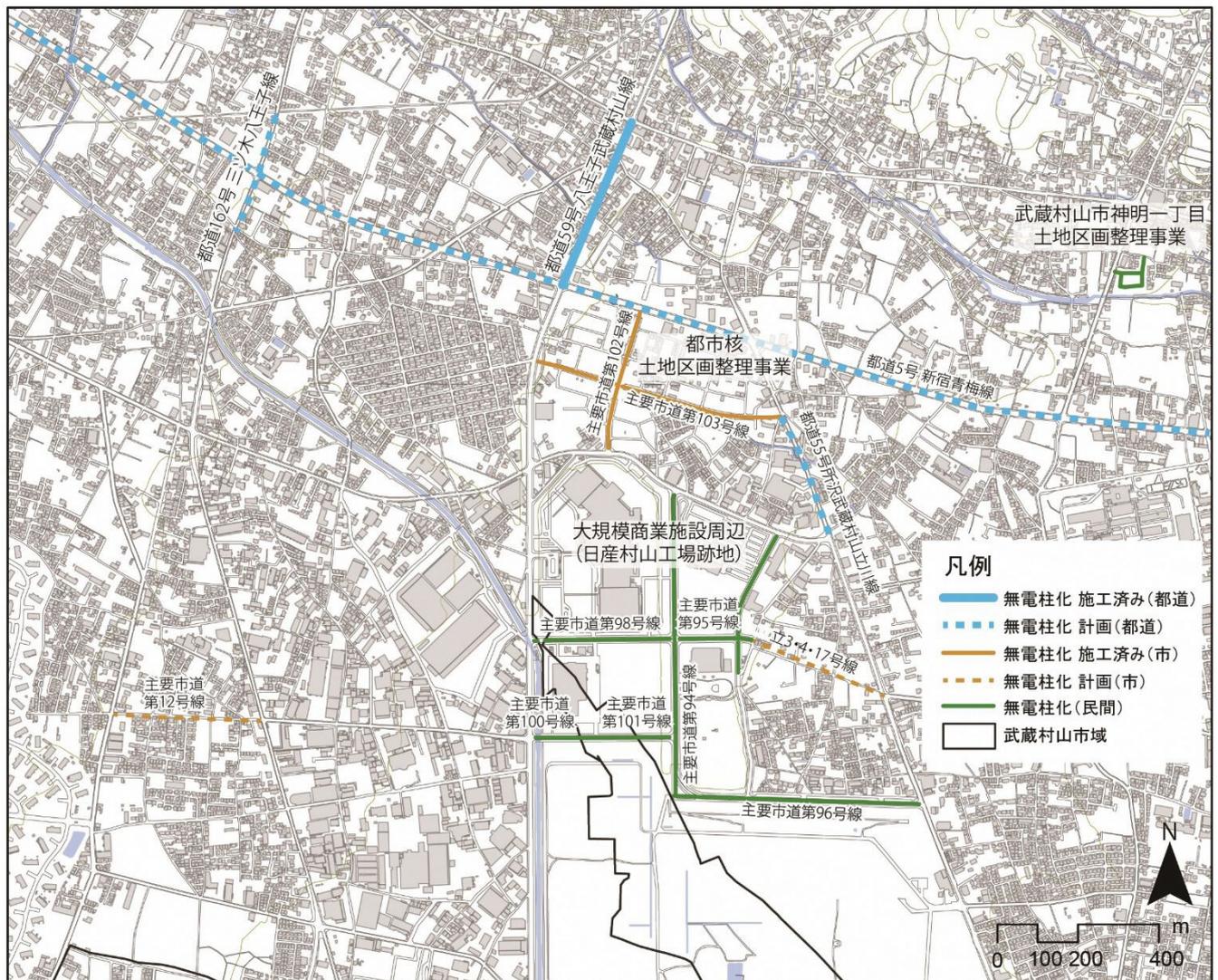
(1) 無電柱化の実績

市内の市道で無電柱化が施工されている道路としては、市施行の武蔵村山都市核土地地区画整理事業（以下「都市核土地地区画整理事業」という。）により、事業地内の主要市道第102号線及び同第103号線が令和6年3月末に全線整備が完了した。このほかに計画されている事業としては、主要市道第12号線整備事業及び立川都市計画道路3・4・17号線整備事業がある。

都道では、59号線（多摩大橋通り）の一部において整備済みのほか、162号線（残堀街道）の三ツ木交差点付近が施工中であり、55号線（日産通り）や拡幅整備事業中の5号線（新青梅街道）においても計画されている。

民間では大規模商業施設周辺と武蔵村山市神明一丁目土地地区画整理事業において取り組まれ、令和6年3月末の道路延長は約971mであるが、既に全線の整備は完了している。

※各延長は、計画図面から無電柱化が実施される道路区間を抽出し、その延長を図上計測したもの。



【図3-1】市内における無電柱化の取組状況

(2) 都市計画道路・緊急輸送路等の状況

本市の都市計画道路は12路線・計画延長26,718mのうち、完成延長は13,819mで、完成率は51.7%（令和4年4月1日現在）である。

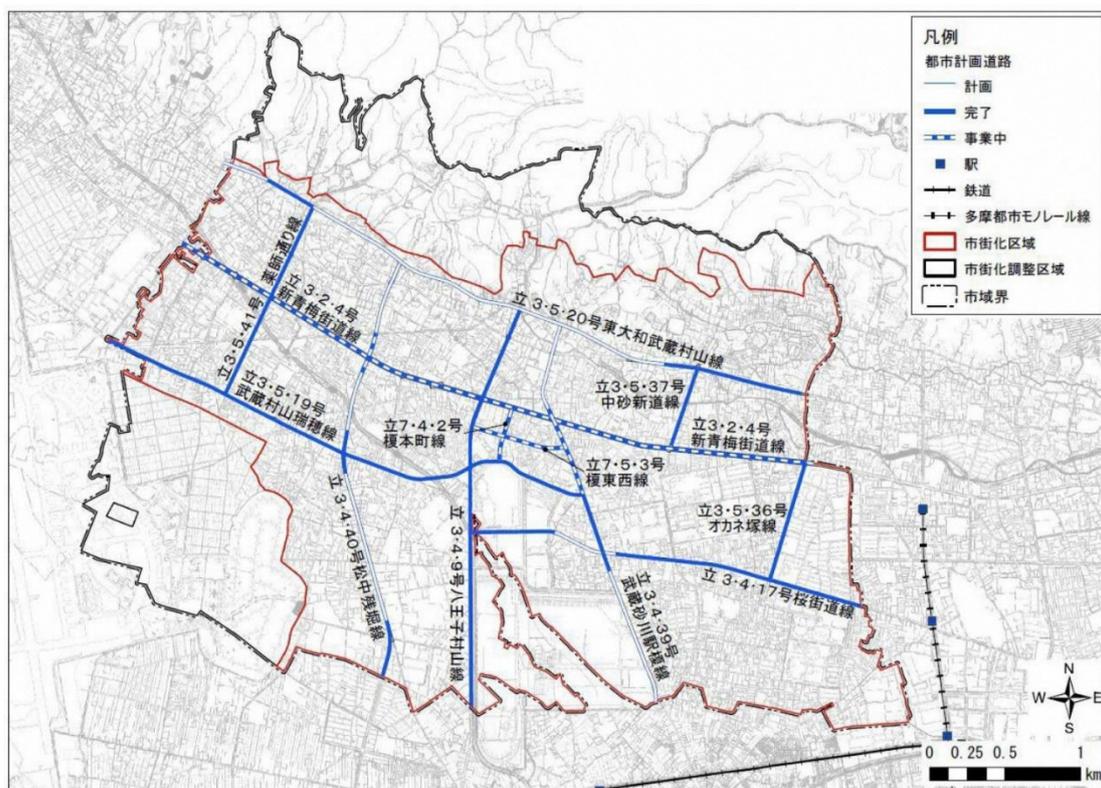
【表3-1】都市計画道路の整備状況

路線名	幅員 (m)	市内延長 (m)	完成延長 (m)	完成率 (%)
立 3・2・4 号 新青梅街道線	30 (18)	4,619	0 (4,619)	0.0 (100.0)
立 3・4・9 号 八王子村山線	16~18	2,630	2,630	100.0
立 3・4・17 号 桜街道線	12~20	2,680	2,238	83.5
立 3・4・39 号 武蔵砂川駅複線	12~16	2,772	658	23.7
立 3・4・40 号 松中残堀線	16	2,860	676	23.6
立 3・5・19 号 武蔵村山瑞穂線	12	3,390	3,390	100.0
立 3・5・20 号 東大和武蔵村山線	12	4,077	1,497	36.7
立 3・5・36 号 オカネ塚線	16	820	820	100.0
立 3・5・37 号 中砂新道線	12	530	530	100.0
立 3・5・41 号 薬師通り線	12	1,380	1,380	100.0
立 7・4・2 号 榎本町線	16~18	340	0	0.0
立 7・5・3 号 榎東西線	14	620	0	0.0
全12路線合計		26,718	13,819	51.7

出典：第二次まちづくり基本方針（令和5年）

※「立」とは、立川都市計画道路。また、完成延長は供用開始済み延長を示す。

※立3・2・4号 新青梅街道線の（）は、都市計画変更前の数値である。

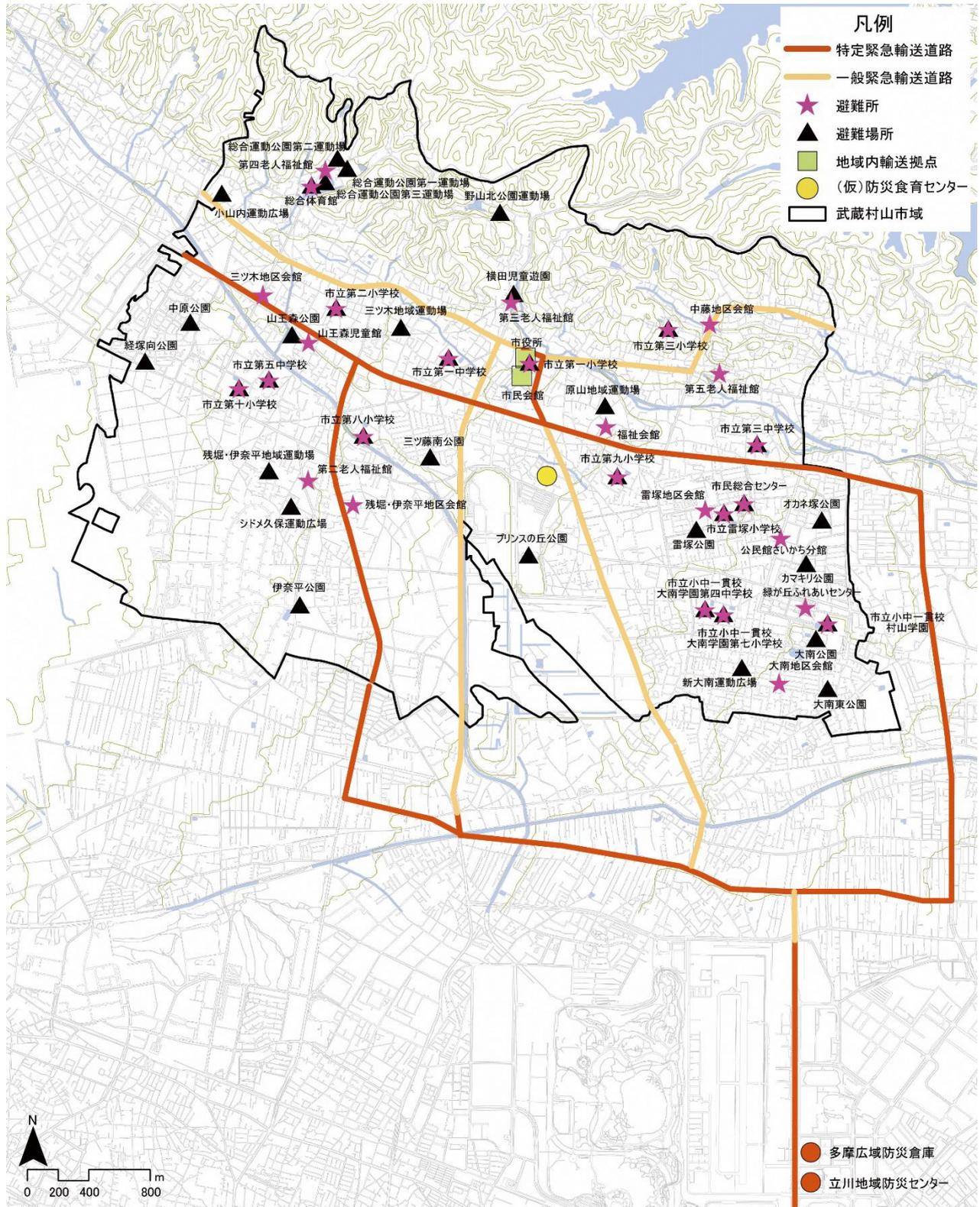


出典：第二次まちづくり基本方針（令和5年）

【図3-2】都市計画道路整備状況

本市の緊急輸送道路の指定状況と避難場所・避難所の分布は下図のとおりである。緊急輸送ネットワークとしては、広域輸送基地として陸上自衛隊立川駐屯地に隣接する立川地域防災センターと多摩広域防災倉庫が指定されている。

本市では、地域内輸送拠点として市役所と市民会館が指定され、緊急物資等の受入れ、配分、被災地域への輸送等の役割が想定されている。



【図 3 - 3】緊急輸送道路と避難場所・避難所等

4 無電柱化推進の課題

(1) 地上機器の設置場所と電線埋設位置の確保

無電柱化事業では、既に上下水道管やガス管などが埋設されている道路地下空間に、新たに電力線や通信線などの電線類を埋設する必要がある。しかし、本市の市道は、総延長のうち4.5m未満の幅員の生活道路が57.3%を占めており、歩道を設けてある道路においても電線類の収容場所となる歩道が狭い路線が多いことから、地上機器の設置場所と電線類埋設位置の確保が困難となっている。

このため、地上機器については、道路区域内での設置に留まらず、ソフト地中化方式（地上機器を支持柱に添架する工法）の導入、道路区域外（公有地や民有地）での地上機器の設置も検討する必要がある。また、電線類埋設位置についても、浅層埋設工法（管路を従来よりも浅い位置に埋設する工法）の採用などを検討する必要がある。

【表4-1】市道の幅員別内訳

幅員	2.5m 未満	2.5~4.5m 未満	4.5~9.0m 未満	9.0m 以上	合計
延長	39,901m	105,228m	79,354m	28,874m	253,357m
全体に対する割合	15.8%	41.5%	31.3%	11.4%	100.0%

出典：武蔵村山市道路台帳（令和4年度末）

(2) 地元住民等との合意形成

無電柱化事業は、設計段階から水道、ガスなど多数の事業者との調整が必要になることに加え、支障となる埋設物の移設、電力・通信の供給工事等に段階的に取り組むなど、完成まで長期にわたる事業となる。一般的に道路延長約400mの無電柱化を実施するためには、約7年間と長い期間を要するとされている。

このため、工事の施工に際しては沿道・近隣住民との合意形成が必要となる。また、採用する工法や現地の状況によって、沿道の土地所有者などの関係者の協力が不可欠となる。

【表4-2】無電柱化の標準的なスケジュール

道路延長約400m当たり	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
①設計・手続	■	■					
②支障移設工事			■				
③電線共同溝本体工事				■	■		
④ケーブル入線・引込管工事						■	
⑤電線・電柱の撤去							■
⑥舗装復旧工事							■

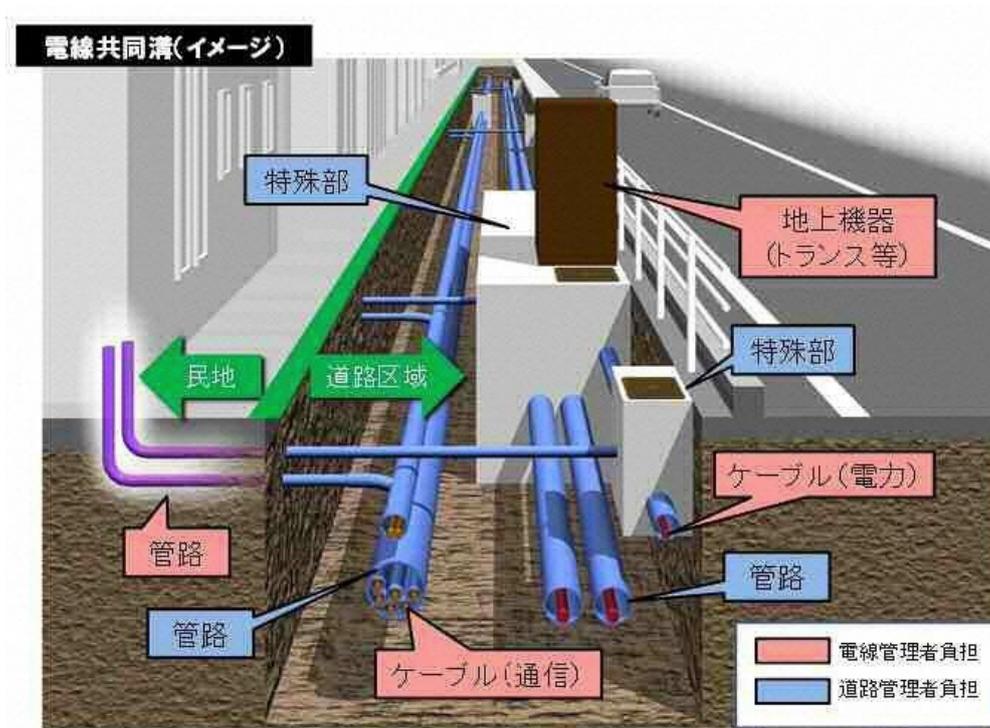
出典：東京都無電柱化計画（令和3年）

(3) 無電柱化にかかる多額の費用

現在、無電柱化工法の主流となっている電線共同溝（※）方式の整備には、多額の費用がかかり、電線共同溝施設の延長（以下「施設延長」という。）1 km 当たりで道路管理者が負担する特殊部や管路の整備に約 3.5 億円、電線管理者（電気・通信事業者）が地上機器や入線を行う費用に約 1.8 億円、合わせて施設延長 1 km 当たり約 5.3 億円（平成 26 年国土交通省調べ）が必要となり、道路管理者及び電線管理者の負担が大きく、無電柱化が進まない要因の一つとなっている。

このため、国及び東京都の補助制度を積極的に活用し、技術開発の動向を見極めながら、更なる低コスト工法の採用を検討する必要がある。

※電線共同溝とは、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線及び地上機器等を整備する方式のことを指す。



出典：国土交通省 HP



【図 4 - 1】電線共同溝の整備にかかる費用負担

5 無電柱化を推進するための方針

電柱や電線を地中に埋設して無電柱化を図ることにより、災害時の道路閉塞を防止するとともに、平時には安全・円滑な交通を確保することができ、さらには良好な都市景観を形成することができる。

(1) 無電柱化の推進の視点

ア 都市防災機能の強化

近年、都市における生活に大きな被害をもたらしている災害（台風・地震・洪水等）時に、電柱の倒壊や電線の垂下の危険がなく、緊急車両や災害物資の通行が維持され、情報通信回線の被害を軽減し、災害時に必要な情報の受発信を確保するなど、都市防災機能の強化が実現される。

イ 安全で快適な歩行空間の確保

無電柱化により歩道空間が広がり、バリアフリー化が実現され、高齢者や子ども連れの家族、障害者などの交通弱者の安全で円滑な移動が可能となり、交差点における見通しの確保や交通標識等も見やすく、交通安全にも寄与するなど、安全で快適な歩行が実現される。

ウ 良好な都市景観の創出

道路空間の上に張りめぐらされた電線類が地中化などにより、整えられた街並みが形成され、無電柱化による都市景観の向上は、まちの魅力を高め、地域の活性化に寄与するなど、良好な都市景観の創出が実現される。

(2) 無電柱化の整備方針と目標

本市の現状や課題を踏まえ、「無電柱化の推進の視点」から、次に掲げる整備方針を定め、無電柱化の実現を目指す。

ア 無電柱化の整備方針

- 〈方針 1〉「都市防災機能の強化」、「安全で快適な歩行」、「良好な都市景観の創出」の3つの目的に合った整備を図る。
- 〈方針 2〉上位・関連計画に即し、本市のまちづくりの方向と連携し、具体の関連する計画に整合した整備を図る。
- 〈方針 3〉現状の市街地整備や都市計画道路、市道などの改良事業に合わせた整備を図る。
- 〈方針 4〉民間の宅地開発地内においても、無電柱化の検討を促進する。

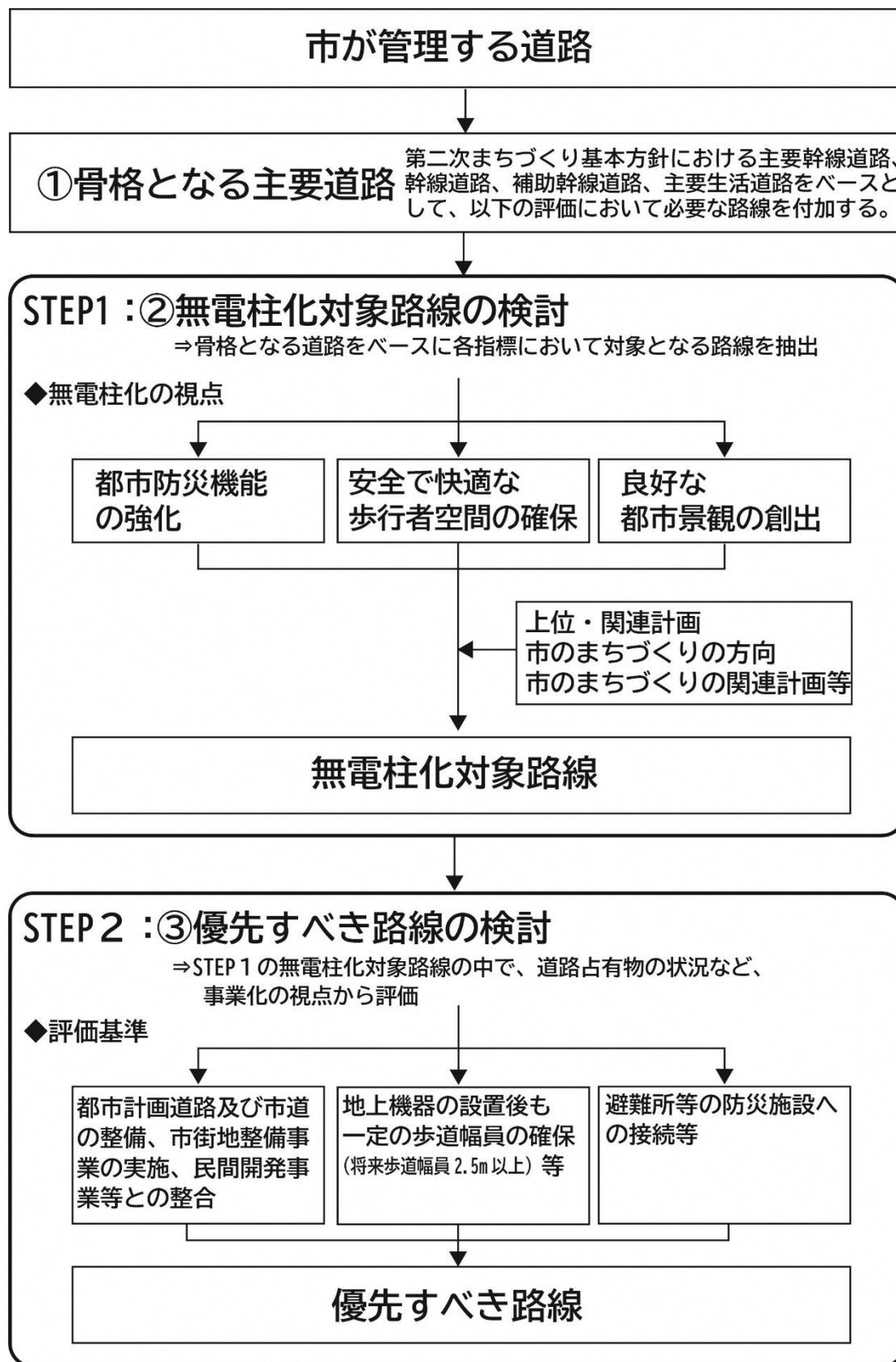
イ 無電柱化の目標

安心で快適な移動空間の確保を図るため、計画期間内で新たに無電柱化整備の着手を目指す。

この目標を実現するために、「無電柱化の推進の視点」に基づいて、次のような評価基準を設定する。

(3) 無電柱化の対象路線と優先すべき路線の検討

無電柱化対象路線の抽出と優先すべき路線の設定の考え方は以下のとおりとする。



【図5-1】無電柱化の対象路線の抽出と優先すべき路線の設定フロー

■STEP1 無電柱化対象路線の検討

無電柱化の整備方針に基づき、3つの無電柱化の推進の視点から、無電柱化対象路線を次のように抽出する。

〈都市防災機能の強化〉

- ・多摩広域防災倉庫から地域内輸送拠点及び大規模商業施設を結ぶ緊急輸送道路とこれを補完する道路等
- ・緊急輸送道路及び防災拠点（避難場所、（仮称）防災食育センター、病院、消防署、警察署等）と緊急輸送道路を繋ぐ路線

〈安全で快適な歩行空間の確保〉

- ・都市計画道路及び公共施設、大規模商業施設、福祉施設、教育施設等の周辺路線
- ・住環境の改善と商店街の活性化に寄与する路線、その他、特に地域のコミュニティ活性化やユニバーサルデザインの導入が図られる路線

〈良好な都市景観の創出〉

- ①市街地整備事業の施行される路線
 - ②都市軸、公共交通軸、みどりの軸
 - ③都市核、サブ核、みどりの核、憩いの核
- ・上記に接続し、良好な都市景観の創出に資する路線

※上位・関連計画における位置付け

- ・民間宅地開発の適切な誘導により良質な宅地の供給を推進。また、歩きやすい歩道づくりとして無電柱化を推進（第五次長期総合計画）
- ・市街地の景観整備のため、歩道の拡幅に合わせた電線共同溝整備路線を指定（第五次長期総合計画）
- ・立3・2・4号新青梅街道線の拡幅整備事業に合わせた無電柱化によって、歩きやすく災害時にも安心して景観などにも配慮された道路づくりの促進（第二次まちづくり基本方針）
- ・都市核土地区画整理事業区域内の立7・4・2号榎本町線、立7・5・3号榎東西線では無電柱化を推進（第二次まちづくり基本方針）※無電柱化済み
- ・その他の道路についても、無電柱化に向けた検討を推進（第二次まちづくり基本方針）
- ・主要幹線道路などでは、街路樹などによる緑化や無電柱化等により、美しい道路景観の形成を図る（第二次まちづくり基本方針）

■STEP2 優先すべき路線の検討

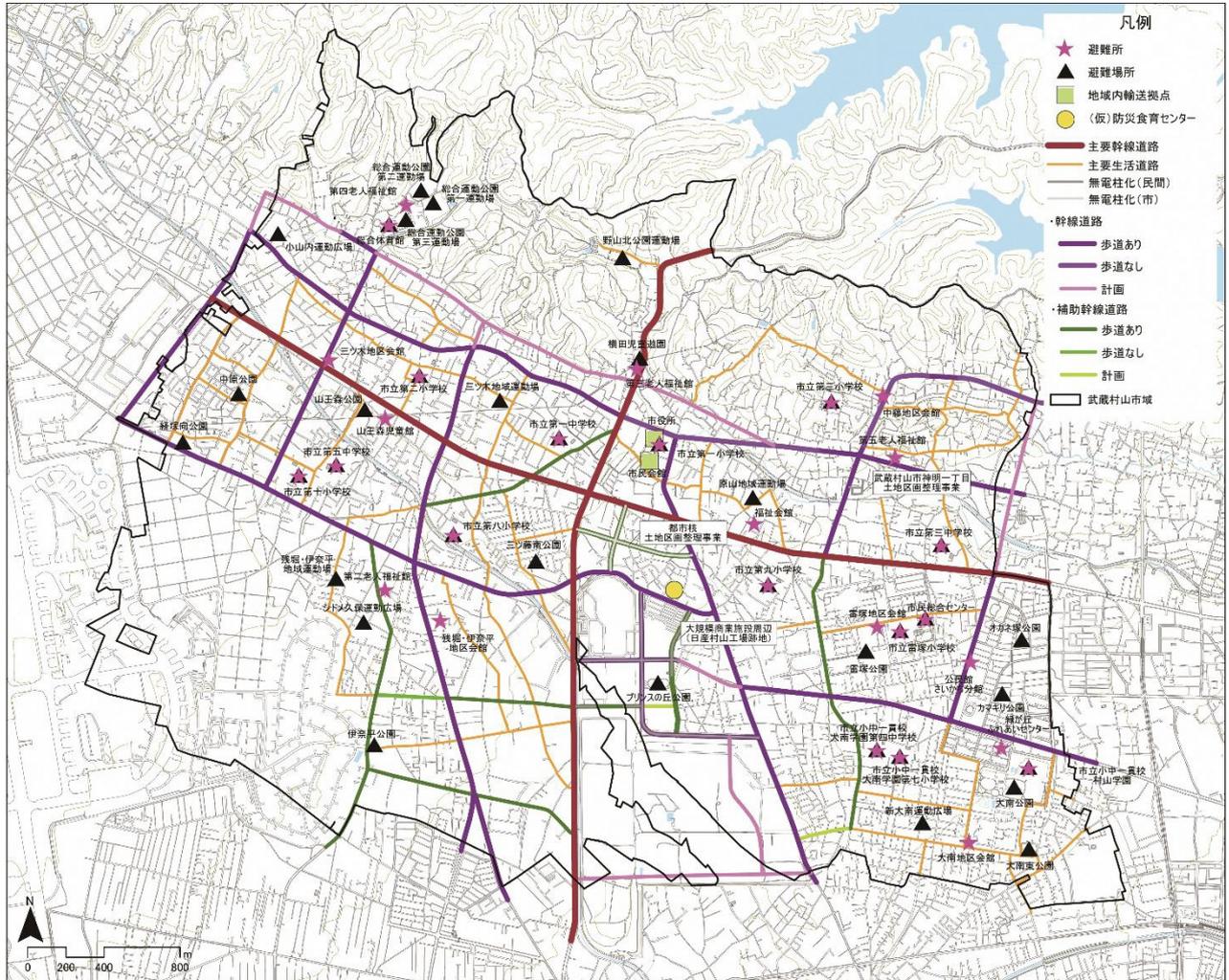
抽出された無電柱化対象路線について、次のように評価基準を設定し、優先すべき路線を決定する。

〈評価基準〉

- ・都市計画道路及び市道の整備、市街地整備事業の実施、民間開発事業等との整合
- ・地上機器設置後も一定の歩道幅員を確保（将来の歩道は幅員2.5m以上）
- ・避難所等の防災施設への接続等

① 骨格となる主要道路

第二次まちづくり基本方針における主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路、主要生活道路を「骨格となる主要道路」として無電柱化対象路線の候補とする。

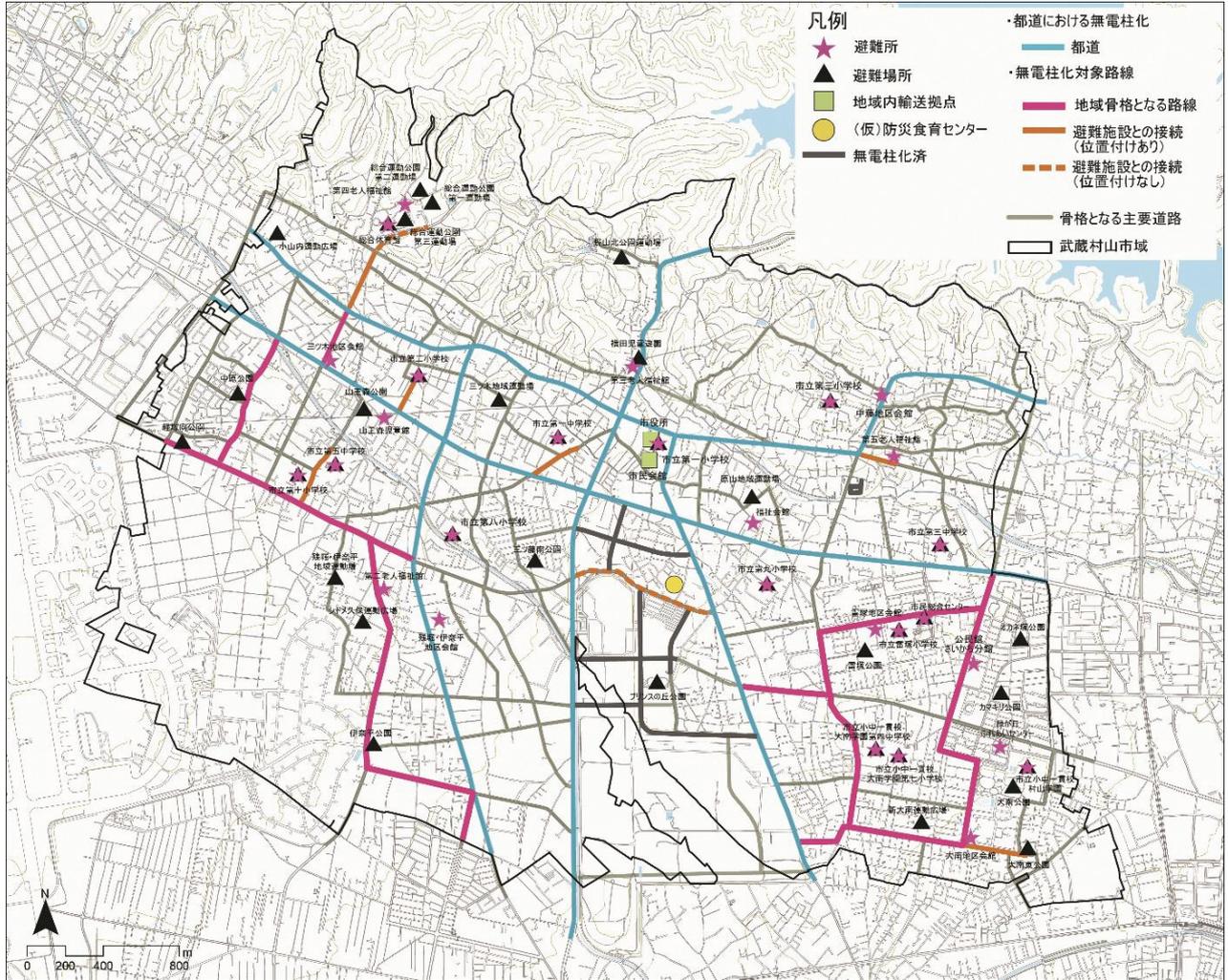


【図5-2】骨格となる主要道路

② 無電柱化対象路線

無電柱化対象路線については、以下の留意点を踏まえて選定を行った。

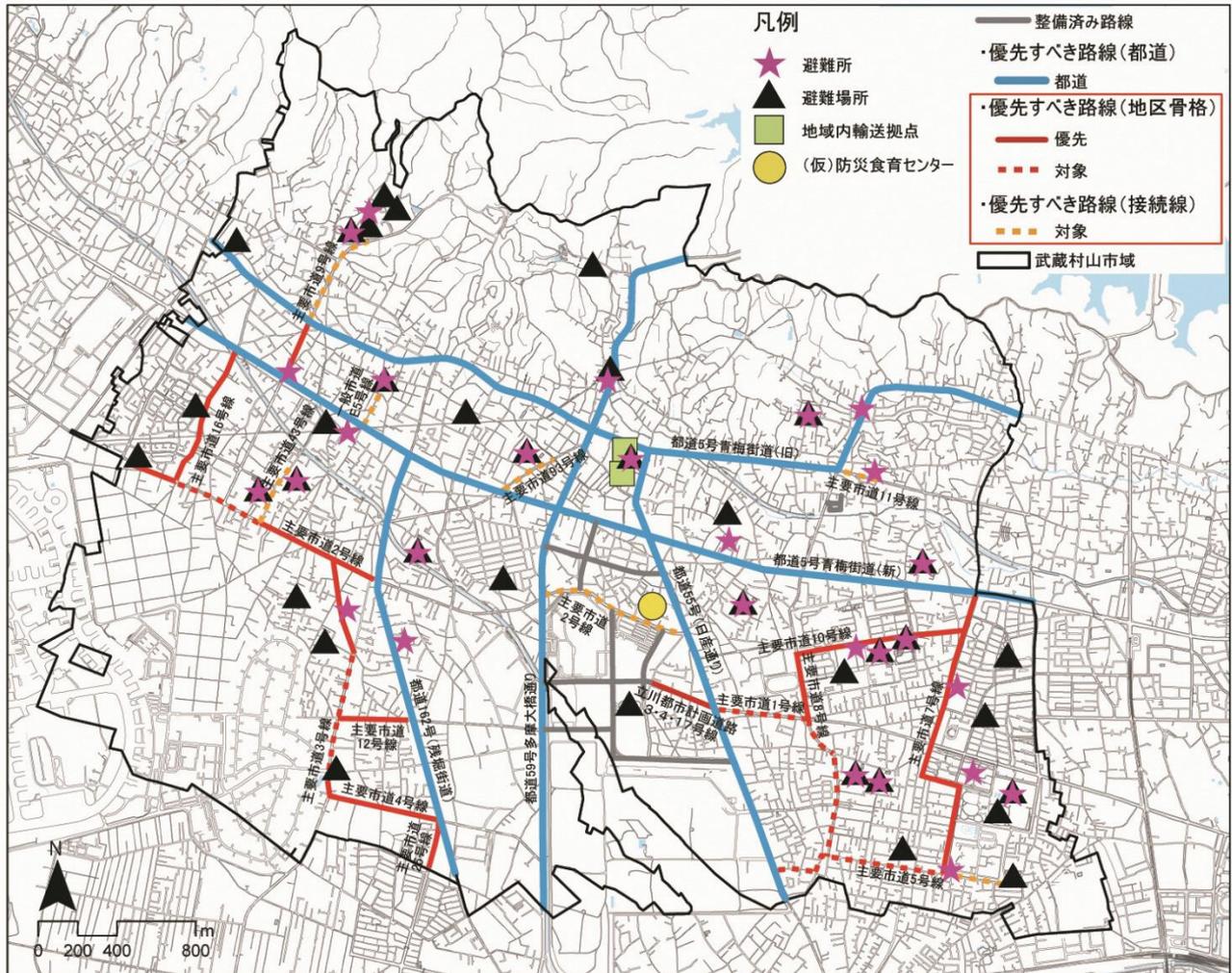
- ・都道については、東京都の方針から将来的に無電柱化が図られるものと想定した。
- ・人口密度が高い中原、伊奈平、学園、大南地区から緊急輸送道路である都道 162 号線（残堀街道）及び都道 55 号線（日産通り）に接続する「骨格となる主要道路」とした。
- ・その他は、避難施設との接続を優先的に考慮して設定した。



【図 5 - 3】 無電柱化対象路線

③ 無電柱化を優先すべき路線

無電柱化を優先すべき路線については、都市計画道路及び市道の整備状況や地上機器の設置後も歩道の幅員を確保できる路線、また、道路占有物の状況による事業の難易度を考慮した上で、都市防災機能の強化の視点から、防災施設（避難所・避難場所・地域内輸送拠点・（仮称）防災食育センター）への接続を優先した。



【図5-4】無電柱化を優先すべき路線

無電柱化対象路線のうち、評価基準の「都市計画道路及び市道の整備、市街地整備事業の実施」、「地上機器の設置後も一定の歩道幅員の確保」、「避難所等の防災施設への接続」を考慮して実現可能性の高い区間を「優先すべき路線（地区骨格）優先」とした。

なお、整備に際しては、「優先すべき路線（地区骨格）対象」及び「優先すべき路線（接続線）対象」においては大規模改修等の機会を捉えて無電柱化を検討するものとし、標記以外においても都市計画道路の築造や歩道の新設を伴う拡幅整備が行われる場合に、原則として無電柱化を推進する。

【表5-1】無電柱化を優先すべき路線の歩道の状況（単位：m）

位置 付け	路線名	2.0m未満		2.0m以上2.5m未満		2.5m以上	
		左側延長	右側延長	左側延長	右側延長	左側延長	右側延長
地域骨格 (優先)	主要市道第1号線	446.86	417.23	605.07	710.87	614.05	542.56
	主要市道第2号線	807.18	801.47	220.34	350.85	2,095.33	2,051.55
	主要市道第3号線	1,529.92	1,536.05	-	-	-	-
	主要市道第7号線	-	-	707.17	1,003.95	656.08	482.95
	主要市道第8号線	1,142.95	1,197.72	20.06	-	688.20	712.58
	主要市道第10号線	-	-	324.43	465.30	469.17	343.56
	主要市道第12号線	530.86	640.10	43.43	-	116.73	30.16
	主要市道第25号線	-	-	-	-	224.64	215.77
地域骨格 (対象)	主要市道第4号線	1,058.85	1,047.97	-	-	-	-
	主要市道第5号線	209.36	-	67.28	-	97.53	-
	主要市道第9号線	398.19	651.80	515.23	483.41	774.14	579.47
	主要市道第16号線	423.16	436.71	232.00	566.56	-	-
接続 (対象)	主要市道第11号線	-	-	-	-	665.18	702.18
	主要市道第43号線	4.03	4.15	-	-	-	-
	主要市道第93号線	593.78	368.52	141.83	256.07	267.21	352.07
	一般市道E第5号線	-	-	-	-	-	-

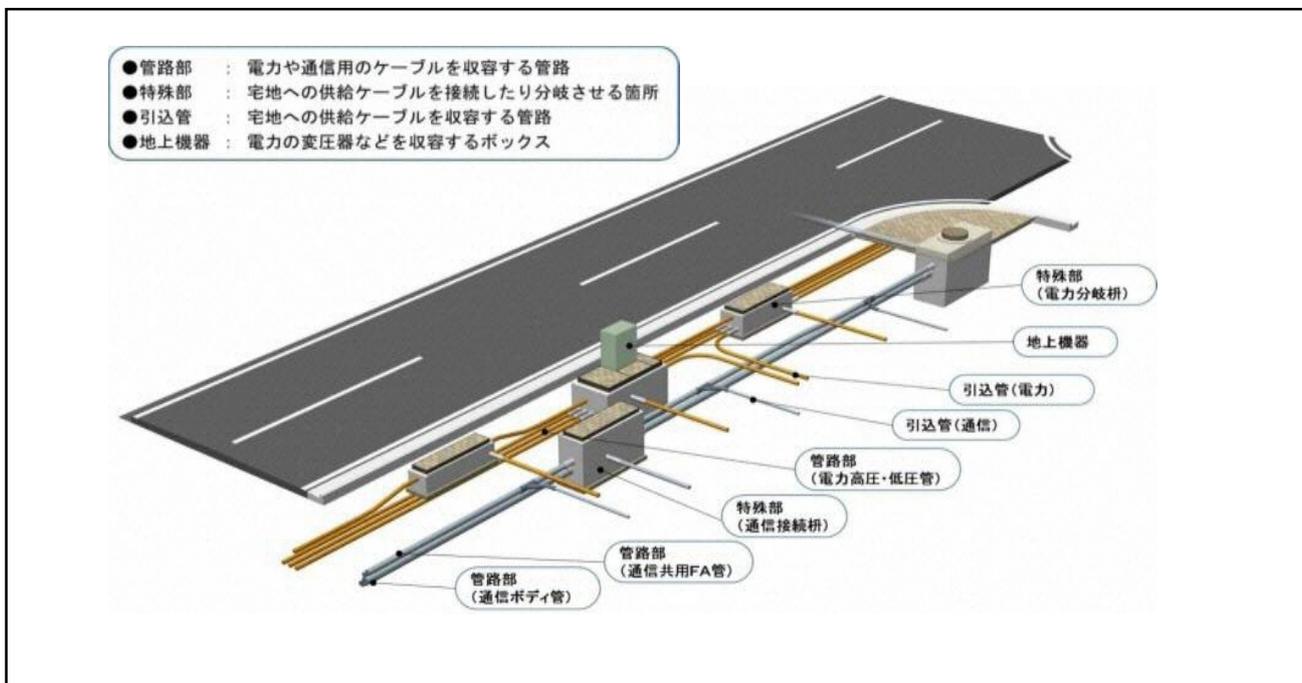
※-は、歩道がないことを示す。

出典：武蔵村山市道路台帳（令和4年度末）

(4) 無電柱化の整備方法

ア 整備手法

本市の市道における無電柱化は電線共同溝方式を基本とし、市道の整備や市街地整備事業の実施等に合わせて整備を推進する。

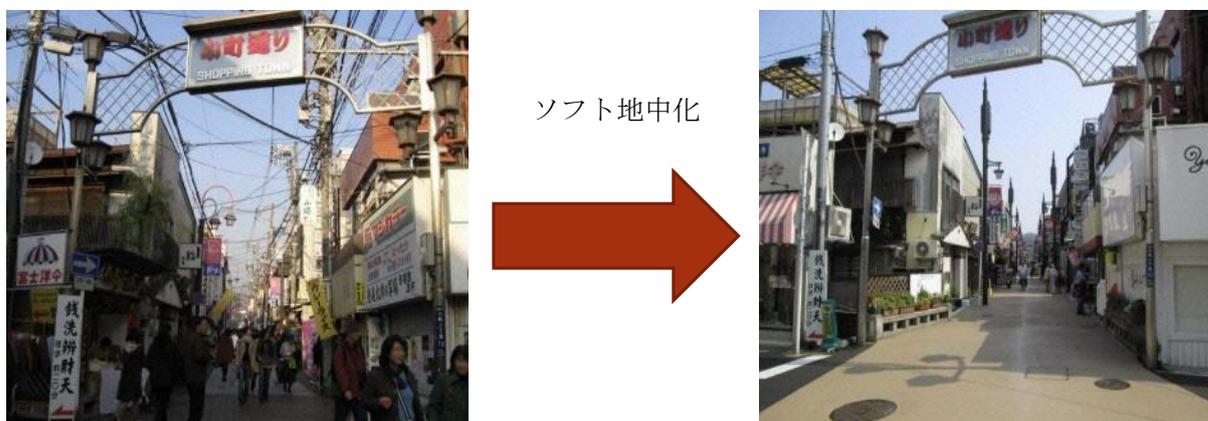


出典：東京都 HP

【図 5 - 5】電線共同溝のイメージ

既存の市道の大半は、歩道がない又は歩道幅員が 2.5m に満たない道路であり、こうした道路において無電柱化整備を行うためには、道路外の公共施設や民有地なども活用して、地上機器の設置場所を確保することが必要となる。そのため、地上機器の設置場所の確保が困難な場合には、ソフト地中化方式なども視野に無電柱化に取り組む。

ソフト地中化方式とは、歩道が狭い又ははないなど、地上機器(変圧器)を設置できない場合に、地上機器(変圧器)を街路灯等の柱上に設置する方式のことで、一般的にソフト地中化方式と呼んでいる。



出典：鎌倉市 HP

【図 5 - 6】ソフト地中化方式のイメージ (事例：鎌倉市小町通り)

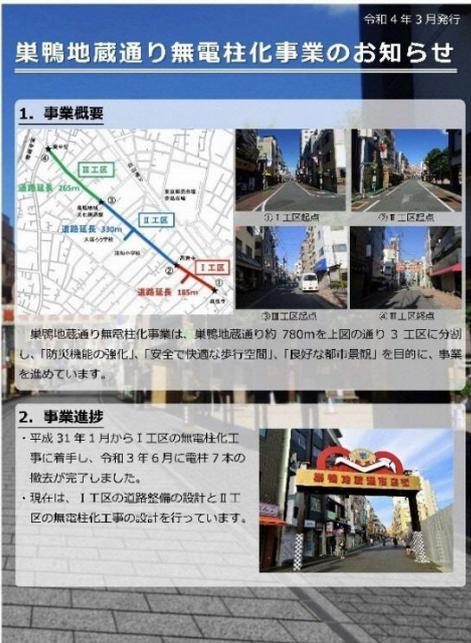
イ 広報・啓発活動

市民や事業者の協力が得られるように、災害時の円滑な救急活動や物資輸送の確保のために無電柱化を推進する重要性や無電柱化による良好な都市景観の創出、生活環境の向上などについて、国や東京都とともに広報・啓発活動を進める。特に、円滑な事業の実施には、地域住民の理解と協力が不可欠であり、説明会やチラシ配布、工事看板の設置を行うなど、工事内容の周知に努める。

無電柱化の日フォトコンテスト	パネルディスカッション
 <p>毎年11月10日は、「無電柱化の日」です 「無電柱化の日」 フォトコンテスト 入賞作品発表</p> <p>テーマ① 電柱と電線の存在を意識してみましょう(電柱と電線がある風景) テーマ② 無電柱化の効果を実感してみましょう(電柱と電線のない風景)</p> <p>「東京動画」でライブ配信 配信日時 令和3年11月10日(水) 15:00～</p>	 <p>「無電柱化の日」パネルディスカッション テーマ 無電柱化スピードアップ宣言 主催：東京都 共催：国土交通省</p> <p>「東京動画」でライブ配信 配信日時 令和3年11月10日(水) 16:00～</p>

出典：東京都 令和3年11月10日無電柱化の日 東京都 HP

【図5-7】無電柱化の日イベント等

 <p>令和4年3月発行 巣鴨地蔵通り無電柱化事業のお知らせ</p> <p>1. 事業概要 巣鴨地蔵通り無電柱化事業は、巣鴨地蔵通り約780mを上図の通り3工区に分割し、「防災機能の強化」、「安全で快適な歩行空間」、「良好な都市景観」を目的に、事業を進めています。</p> <p>2. 事業進捗 ・平成31年1月からⅠ工区の無電柱化工事に着手し、令和3年6月に電柱7本の撤去が完了しました。 ・現在は、Ⅰ工区の道路整備の設計とⅡ工区の無電柱化工事の設計を行っています。</p>	 <p>3. 今後の道路整備 巣鴨地蔵通りの道路整備は、歩道をイメージした石畳の舗装を計画しています。 ・Ⅰ工区の整備では雨水の排水位置を現状の宅地側から、車道側に変更する予定です。</p> <p>4. 今後のスケジュール ※ 事業の進捗状況により、変更する可能性があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>エリア</th> <th>年次(令和)</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ⅰ工区</td> <td>設計</td> <td>無電柱化</td> <td>撤去</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ工区</td> <td>設計</td> </tr> <tr> <td>Ⅲ工区</td> <td>設計</td> </tr> </tbody> </table> <p>道路整備の現場写真は、令和4年11月以降を予定しています。</p> <p>お手数ですが、本事業に関しご意見ご要望等ございましたら、以下の連絡先(電話、FAX、E-mail)へお問合せ下さい。</p> <p>【連絡先】 豊島区 都市整備部 道路整備課 無電柱化推進グループ 電話) 03-4566-2684 FAX) 03-3981-1008 E-mail) A0023309@city.toshima.lg.jp</p> <p>SDGs 未来都市としま 豊島区 SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</p>	エリア	年次(令和)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	Ⅰ工区	設計	無電柱化	撤去	Ⅱ工区	設計	Ⅲ工区	設計																																																	
エリア	年次(令和)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17																																																											
Ⅰ工区	設計	無電柱化	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去																																																											
Ⅱ工区	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計																																																											
Ⅲ工区	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計																																																											

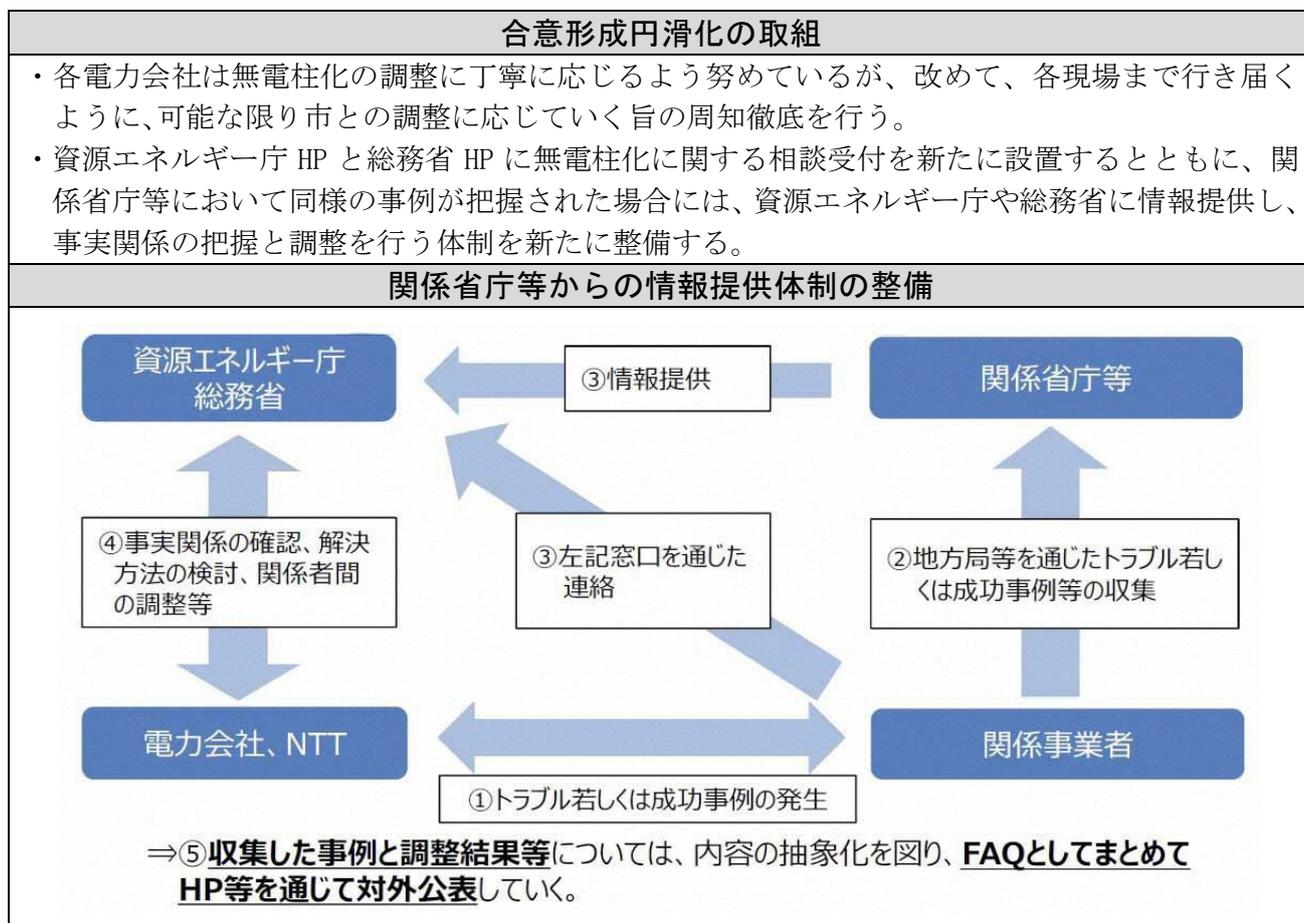
出典：豊島区 令和4年3月発行 豊島区 HP

【図5-8】無電柱化事業のお知らせ(事例)

ウ 関係機関との連携強化

国は無電柱化事業に対する関係者間の合意形成の円滑化を求める声を受け、「無電柱化に関する情報提供などの連絡・相談体制の整備」を作成し、次のような取組を講じている。

これを踏まえて、本市では都市整備部を中心とし、無電柱化に関わるまちづくりや民間開発の情報などを関連部署で共有するとともに、関連事業者との調整を早期に図り、事業化の実現に向けた対応を図るなど、庁内における横断的な体制の構築を図る。



出典：電柱の増加要因を踏まえた新設電柱の抑制に向けた対応策について 国交省（令和4年）

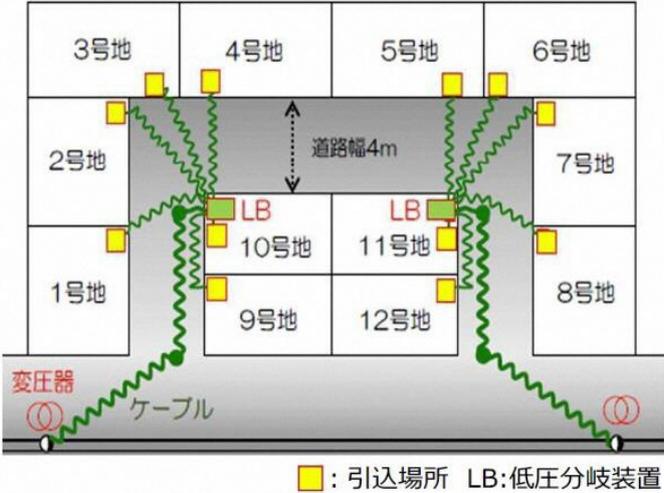
【図5-9】無電柱化に関する情報提供などの連絡・相談体制の整備

6 無電柱化を総合的、計画的かつ迅速に推進するための施策

無電柱化の施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するため、整備を優先すべき路線について、次に掲げる「コストの縮減策」、「補助制度」、「措置制度」などを積極的に活用する。

(1) コストの縮減策

国は、無電柱化の推進に向けた対応方策をとりまとめており、その中でコスト縮減について次のような3つの対応策（「電柱の増加要因を踏まえた新設電柱の抑制に向けた対応方策について」（令和4年4月国交省））を整理している。

方策①	イメージ図
<ul style="list-style-type: none"> 土地造成時に住宅の詳細設計がなく引込線の場所が確定出来ないとして、水道やガス管路の整備時に、電線の管路が整備されず、コストや工期が増加する点にある。 この課題の解決に向け、水道と同様に予め引込地点を決め、水道と同時期に電線管路を整備する新たな施工方法を検討する。 新施工方法については、電力会社のみならず資源エネルギー庁も参画しながら、開発事業者、他ライフライン事業者とも協議・調整し、今後具体化を進め、令和5年度を目処に先行事例を創出し、普及拡大を目指していく。 	 <p>■ : 引込場所 LB: 低圧分岐装置</p>

【図6-1】下水道と同時期に電力管路を設置する施工方法の検討（一定規模の住宅建設）

方策②	イメージ図								
<ul style="list-style-type: none"> 無電柱化のためには、コストの低減が必要不可欠であることから、一般送配電事業者全社にて高圧ケーブルは令和元年度に、低圧ケーブルは令和2年度に仕様を統一し、一般送配電事業者 10 社による共同調達を開始した。 ソフト地中化用の変圧器は、令和2年度は試作品の作業性検証を実施し、令和3年度に仕様統一が完了。今後、共同調達に向けた準備を実施中。 地上機器は、コンパクト化・浸水対策・仕様統一を進めており、設置場所の特性に応じ、コンパクトタイプの地上機器の適用などを進めていく予定。 	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="692 250 1040 600"> <h3 style="text-align: center;">ケーブル</h3> <p>◆メーカー要望も踏まえて仕様を統一し、製造コスト低減を図る。 <small><高圧ケーブル> <低圧ケーブル></small></p>  </div> <div data-bbox="1050 250 1406 600"> <h3 style="text-align: center;">ソフト地中化用変圧器</h3> <p>◆狭陰道路向けソフト地中化用変圧器を共同開発中</p>  <p>ソフト地中化用変圧器（照明柱に設置することにより、地上変圧器が不要かつ低コストで整備可能）</p> </div> </div> <div data-bbox="692 629 1075 972" style="margin-top: 10px;"> <h3 style="text-align: center;">地上機器のコンパクト化等</h3> <p>◆背丈と容積を低減させた地上機器の開発と同時に浸水対策、仕様統一を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 50%;">現行仕様</th> <th style="width: 50%;">低地上高タイプ(一例)</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高1,450mm × 幅1,100mm × 奥行440mm</td> <td>高800mm × 幅1,100mm × 奥行430mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>容積：53%</td> </tr> </table> </div>	現行仕様	低地上高タイプ(一例)			高1,450mm × 幅1,100mm × 奥行440mm	高800mm × 幅1,100mm × 奥行430mm		容積：53%
現行仕様	低地上高タイプ(一例)								
									
高1,450mm × 幅1,100mm × 奥行440mm	高800mm × 幅1,100mm × 奥行430mm								
	容積：53%								

【図6-2】ケーブル、機器等の標準化と共同調達によるコスト削減

方策③	低コスト手法（例）						
<ul style="list-style-type: none"> 低コスト手法としては、管路の浅層埋設、小型ボックス活用埋設といったものが存在。他方、低コスト化手法の内容に関する事業実施主体の理解不足等により、その導入は一部に留まっている※。 ※財務省予算執行調査資料総括調査票（令和元年6月公表分）より このため、一般送配電事業者側から利用形態に応じた低コスト手法をメニュー形式で提案し、無電柱化コストの低減の加速化を図る。 また、この取組の実効性を担保するため、各一般送配電事業者では、低コスト手法の採用事例（採用手法、箇所数、距離数等）を公表するとともに、地方ブロック無電柱化協議会等を通じてPRし、低コスト手法の普及拡大を図る。 	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 33%;">管路の浅層埋設 (実用化済)</th> <th style="width: 33%;">小型ボックス活用埋設 (実用化済)</th> <th style="width: 33%;">角型多条電線管【FEP管】 (実用化済)</th> </tr> <tr> <td> 現行より浅い位置に埋設  浅層埋設の事例 </td> <td> 小型化したボックス内にケーブルを埋設  小型ボックスの事例 </td> <td> 安価で弾性がある角型多条電線管を地下に埋設  FEP管のイメージ </td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 令和2年度 第1回 無電柱化推進のあり方検討委員会（2020年6月10日） 【国土交通省】配付資料一部加工 </div>	管路の浅層埋設 (実用化済)	小型ボックス活用埋設 (実用化済)	角型多条電線管【FEP管】 (実用化済)	現行より浅い位置に埋設  浅層埋設の事例	小型化したボックス内にケーブルを埋設  小型ボックスの事例	安価で弾性がある角型多条電線管を地下に埋設  FEP管のイメージ
管路の浅層埋設 (実用化済)	小型ボックス活用埋設 (実用化済)	角型多条電線管【FEP管】 (実用化済)					
現行より浅い位置に埋設  浅層埋設の事例	小型化したボックス内にケーブルを埋設  小型ボックスの事例	安価で弾性がある角型多条電線管を地下に埋設  FEP管のイメージ					

【図6-3】小型ボックスの活用等低コスト手法の普及拡大

(2) 補助制度の活用

国や東京都は、区市町村が積極的に事業に取り組めるよう、次のような補助制度を用意している。

【表6-1】国による補助制度

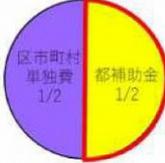
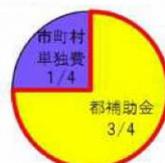
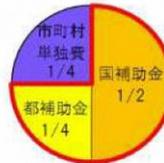
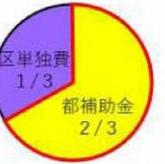
支援策	概要	備考
無電柱化推進計画事業補助制度	無電柱化法に基づき国により策定された「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成を図るため、地方公共団体において定める推進計画に基づく事業を計画的かつ集中的に支援する（個別補助制度を創設）。	・その他（令和4年度より年限拡充）PFI手法を活用する場合、国庫債務負担行為の年限は30年以内
	〈要件〉 <ul style="list-style-type: none"> ・「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成に資する事業であって「都道府県無電柱化推進計画」等に位置付けられている事業 ・低コスト手法の活用や新技術・新工法の導入等の検討により低コスト化に取り組む事業 	・補助率 55/100

【表6-2】東京都による無電柱化を推進する支援策

支援策	概要	備考
無電柱化チャレンジ支援事業制度	現行では、区市町村が「無電柱化チャレンジ支援事業制度」を活用するためには、令和5年度末までの「事業の認定」が必要だが、認定期限を令和9年度末まで延長し、区市町村における無電柱化事業の更なる推進を図る。	・全額補助の認定期限の延長
	〈要件〉 <ul style="list-style-type: none"> ・現道で無電柱化事業の整備実績がない区市町村 ・原則、歩道幅員が2.5m未満、又は歩道がない区間があるなど地上機器を設置することが困難な路線 ・チャレンジの認定を受けた場合、事業完了まで事業費を補助 	
	〈補助内容〉 <ul style="list-style-type: none"> ・無電柱化推進計画等の策定（都費 10/10） ・無電柱化チャレンジ路線の検討（調査費・技術検討・地元合意形成（都費 10/10） ・無電柱化チャレンジ事業（事業実施、用地取得に係る費用（国費 55/100・都費 45/100） 	
「防災に寄与する路線」に対する支援	工事費（国費 1/2・都費 1/2）及び設計費等（都費 1/2）について補助対象とし、都市防災機能の向上に資する無電柱化事業の更なる推進を図る。	

市町村土木補助事業	市町村道の新設・拡幅整備等の道路事業における無電柱化に要する経費について、補助率が 3/4 に拡充された。	・補助率の拡充
防災生活道路（木密事業）における支援	令和3年度から令和7年度まで、「無電柱化チャレンジ支援」、「防災に寄与する路線に対する支援」を受けた防災生活道路の無電柱化事業において、道路区域外の公共用地や民地を活用した地上機器の整備に要する費用のうち、工事費及び補償費について、補助率が 2/3 に拡充された。	・補助率の拡充 ※木密地域の整備地域内で円滑な消火・救援活動及び避難を可能とする防災上重要な道路
<p>防災生活道路機能維持事業の補助対象のイメージ</p> 		

※「無電柱化加速化戦略 東京都」（令和3年）などから作成

事業名	補助内容・割合（赤字が令和3年度からの新規・追加項目）
無電柱化チャレンジ支援事業制度	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定費、測量調査費、基礎調査費、設計費について、都が全額補助 ・移設補償費、工事費について、国からの補助金と合わせて全額補助 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>都補助金 4/4</p> <p>計画策定費・測量調査費 基礎調査費・設計費</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>都補助金 1/2 国補助金 1/2</p> <p>移設補償費・工事費</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の認定期限を令和2年度末から令和5年度末まで3か年延長
「防災に寄与する路線」に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・測量調査費、基礎調査費、設計費について、新たに都が1/2を補助 ・移設補償費、工事費について、国からの補助金と合わせて引き続き全額補助 <p style="text-align: center;">令和3年度から拡充</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>区市町村 単独費 2/2</p> <p>測量調査費・基礎調査費・設計費</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>区市町村 単独費 1/2 都補助金 1/2</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>都補助金 1/2 国補助金 1/2</p> <p>移設補償費・工事費</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・補助期限は令和6年度まで
市町村土木補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村道の新設又は改築に要する経費のうち、都が無電柱化に要する経費の3/4を補助 <p style="text-align: center;">令和3年度から拡充</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>市町村 単独費 1/2 都補助金 1/2</p> <p>都市計画道路以外</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>市町村 単独費 1/4 都補助金 3/4</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>市町村 単独費 1/4 都補助金 1/4 国補助金 1/2</p> <p>都市計画道路 (国費50%の場合)</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・補助拡充期限は令和5年度まで
防災生活道路機能維持事業	<ul style="list-style-type: none"> ・道路区域外の公共用地や民地を活用した地上機器の整備に要する費用のうち、都が工事費及び補償費の2/3を補助 ・用地費については、都が1/2を補助 <p style="text-align: center;">令和3年度から拡充</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>区単独費 1/2 都補助金 1/2</p> <p>工事費・補償費</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>区単独費 1/3 都補助金 2/3</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>区単独費 1/2 都補助金 1/2</p> <p>用地費</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・補助拡充期限は令和7年度まで

出典：「無電柱化加速化戦略 東京都」（令和3年）

【図6-4】令和3年度からの無電柱化に関する区市町村への支援メニュー（東京都）

(3) 無電柱化における措置制度の活用

国では、緊急輸送道路における「新設電柱の占用制限措置」や沿道区域における「電柱設置の届出」など、以下の制度を設けている。

【表 6 - 3】緊急輸送道路全線において新設電柱の占用制限措置

概要																											
<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路約 9 万 km のうち約 7 万 6 千 km (約 85%) において、道路法第 37 条※に基づく、新設電柱の占用を禁止する措置を実施 (国管理約 2 万 km は 100%) 全線での措置に至っていない都道府県・市町村について、関係省庁の協力も得つつ、整備局等による支援を通じて措置の実施を促す。 	<p>※道路法第 37 条 (抜粋)</p> <p>道路管理者は (中略) 区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図る 二 幅員が著しく狭い歩道について歩行者の安全かつ円滑な通行を図る 三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止 (緊急輸送道路等) 																										
道路種別毎の措置状況																											
<p>0% 50% 100%</p> <p>緊急輸送道路 [全線] 約 9 万 km</p> <p>うち直轄国道 約 2 万 km</p> <p>うち 補助国道 都道府県道 約 6 万 km</p> <p>うち市町村道 約 0.8 万 km</p> <p>■ 道路法第 37 条に基づく新設電柱の占用禁止措置</p>	<p>R3年9月30日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">道路 管理者</th> <th colspan="4">緊急輸送道路管理自治体数</th> <th rowspan="3">未 実施 ③</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">① + ② + ③</th> <th colspan="2">占用禁止措置の実施</th> <th rowspan="2">① うち 全線 実施</th> <th rowspan="2">② うち 一部 実施</th> </tr> <tr> <th>① + ②</th> <th>①</th> <th>②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県 〔補助国道 都道府県道〕</td> <td>47</td> <td>45</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市町村 〔市町村道〕</td> <td>1,109</td> <td>105</td> <td>80</td> <td>25</td> <td>1,004</td> </tr> </tbody> </table>	道路 管理者	緊急輸送道路管理自治体数				未 実施 ③	① + ② + ③	占用禁止措置の実施		① うち 全線 実施	② うち 一部 実施	① + ②	①	②	都道府県 〔補助国道 都道府県道〕	47	45	35	10	2	市町村 〔市町村道〕	1,109	105	80	25	1,004
道路 管理者	緊急輸送道路管理自治体数				未 実施 ③																						
	① + ② + ③		占用禁止措置の実施			① うち 全線 実施		② うち 一部 実施																			
		① + ②	①	②																							
都道府県 〔補助国道 都道府県道〕	47	45	35	10	2																						
市町村 〔市町村道〕	1,109	105	80	25	1,004																						

出典：電柱の増加要因を踏まえた新設電柱の抑制に向けた対応方策について 国交省 (令和 4 年)

【表6-4】届出対象区域の導入

概要	
<ul style="list-style-type: none"> 沿道民地からの工作物等の倒壊による道路閉塞を防止する仕組みとして、道路法改正（令和3年9月施行）により、沿道区域を設定し、当該区域内に届出対象区域を設定、区域内に電柱を設置する際は、道路管理者への届出、届出に対し、勧告できる「届出・勧告制度」を創設。 まずは、直轄国道の中で、大規模地震発生時の道路啓開計画の対象となっている緊急輸送ルートなど、重要な緊急輸送道路を対象に指定に向け手続を進める。 	
沿道区域・届出対象区域のイメージ	手続きの流れ
<p>最大20m 沿道区域</p> <p>最大20m 沿道区域</p> <p>民地 道路区域 民地</p>	<pre> graph TD A[沿道区域の指定※] --> B[届出対象区域の指定※] B -- "※ 指定にあたり電線管理者や土地所有者へ説明" --> C[電線管理者から道路管理者へ電柱設置設置を届出] C --> D[必要に応じ、倒壊しても道路閉塞しない位置へ変更を道路管理者から勧告] </pre>

出典：電柱の増加要因を踏まえた新設電柱の抑制に向けた対応方策について 国交省（令和4年）

(4) その他の支援制度

その他支援制度として、「無利子融資制度」や「固定資産税の特例措置」、「占用料の減額措置」などがある。

【表6-5】無利子融資制度（電線敷設工事資金貸付金）

概要	
<p>緊急輸送道路など、防災上重要な経路を構成する道路の区間において電線の地中化を図るための電線共同溝の整備に伴う電線管理者の財務負担に配慮し、国と地方公共団体が無利子で資金の貸付けを実施している。</p> <p style="text-align: right;">国土交通省の担当課：道路局 環境安全・防災課</p>	
<p>【制度の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○貸付対象者：電線管理者 (電気事業者、通信事業者、CATV事業者等) ○貸付対象：電線共同溝整備に伴う地上機器・電線等 ※電線管理者が敷設工事(貸付対象)に要する費用の一部を、地方公共団体が電線管理者に無利子で貸付け <p style="text-align: center;">↓</p> <p>地方公共団体が無利子で貸し付ける金額の一部を、国が地方公共団体に貸付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ○償還方法：20年以内(うち5年以内据置) 均等半年賦償還 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○対象道路：道路法第37条の占用制限の告示がされている道路および利便増進道路 </div>	<p style="text-align: center; color: green;">電線管理者が敷設工事に要する費用</p> <p>① 地方公共団体が電線管理者に無利子貸付(貸付対象金額の1/2以内) ② 国が地方公共団体に無利子貸付(地方公共団体が無利子貸付する額の1/2以内)</p> <p style="text-align: center; color: green;">貸付対象</p> <p>地上機器・電線等 電線共同溝本体</p> <p>電線管理者負担</p> <p>地方公共団体 国</p> <p>道路管理者負担の1/2</p> <p>道路管理者負担の1/2*</p> <p style="text-align: center;">*現在の交付金では5.5/10等</p>

出典：「無電柱化事業における合意形成の進め方ガイド（法令・制度集）」 国土技術政策総合研究所

【表6-6】固定資産税の特例措置

概要	
<p>無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置が平成28年4月1日に施行された。この特例措置は、平成28年度～30年度を対象とするものであったが、平成30年12月に改正され、防災上重要な道路や交通安全上の課題がある道路における無電柱化を促進するため、一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、緊急輸送道路及び交通安全上の課題がある道路等において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置を拡充・延長された。さらに、令和3年12月には、令和2年6月の電気事業法改正等を踏まえ、対象事業者に配電事業者が追加されるとともに、特例措置の期間が令和7年3月31日まで延長された。</p> <p style="text-align: right;">国土交通省の担当課：道路局 環境安全・防災課</p>	
令和4年度 国土交通省税制改正概要（令和3年12月）	
<p>特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電線管理者が無電柱化を行う際に新たに取得した電線等にかかる固定資産税を軽減する。 ○対象道路：緊急輸送道路及び交通安全上の課題がある道路等（バリアフリー生活関連道路、通学路等） ○特例措置の内容 <ul style="list-style-type: none"> ①電柱の占用を禁止又は制限している道路 ⇒ 課税標準を4年間1/2に軽減 ②上記以外の緊急輸送道路 ⇒ 課税標準を4年間3/4に軽減 <p>結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電気事業法改正に伴い、対象事業者に配電事業者を追加する。 ○現行の措置を3年間（令和4年4月1日～令和7年3月31日）延長する。 	
	<p>【特例措置の内容】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(道路法37条に基づく占用制限区域の場合)</p> <p style="text-align: center;">固定資産税の課税標準を</p> <p style="text-align: center;">4年間1/2に軽減</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(上記以外の緊急輸送道路の場合)</p> <p style="text-align: center;">固定資産税の課税標準を</p> <p style="text-align: center;">4年間3/4に軽減</p> </div>

出典：「無電柱化事業における合意形成の進め方ガイド（法令・制度集）」 国土技術政策総合研究所

【表6-7】 占用料の減額措置

概要

直轄国道は、「道路法施行令及び開発道路に関する占用料等徴収規則に基づく占用料の減免措置の取扱いについて」（令和2年6月5日付け国道利第6号）において、地中に埋設した電線類や地上機器等について、占用料の減額ができることが規定されている。さらに、令和2年度から単独地中化に係る占用料は徴収しないことが規定された。

地方道においても、各地方公共団体注において、架空の電線類を道路の地下に埋設するために、占用許可を受けて設置する電線類、管路、マンホール、ハンドホール等について、占用料の減額を取り決めている。

※例えば、東京都「東京都道路占用料等徴収条例第3条の規定による減免措置の基準」、横浜市「横浜市道路占用料減免取扱要領」、浜松市「浜松市道路占用料等徴収取扱要綱」など

国土交通省の担当課：道路局 路政課

赤色着色設備が減免対象

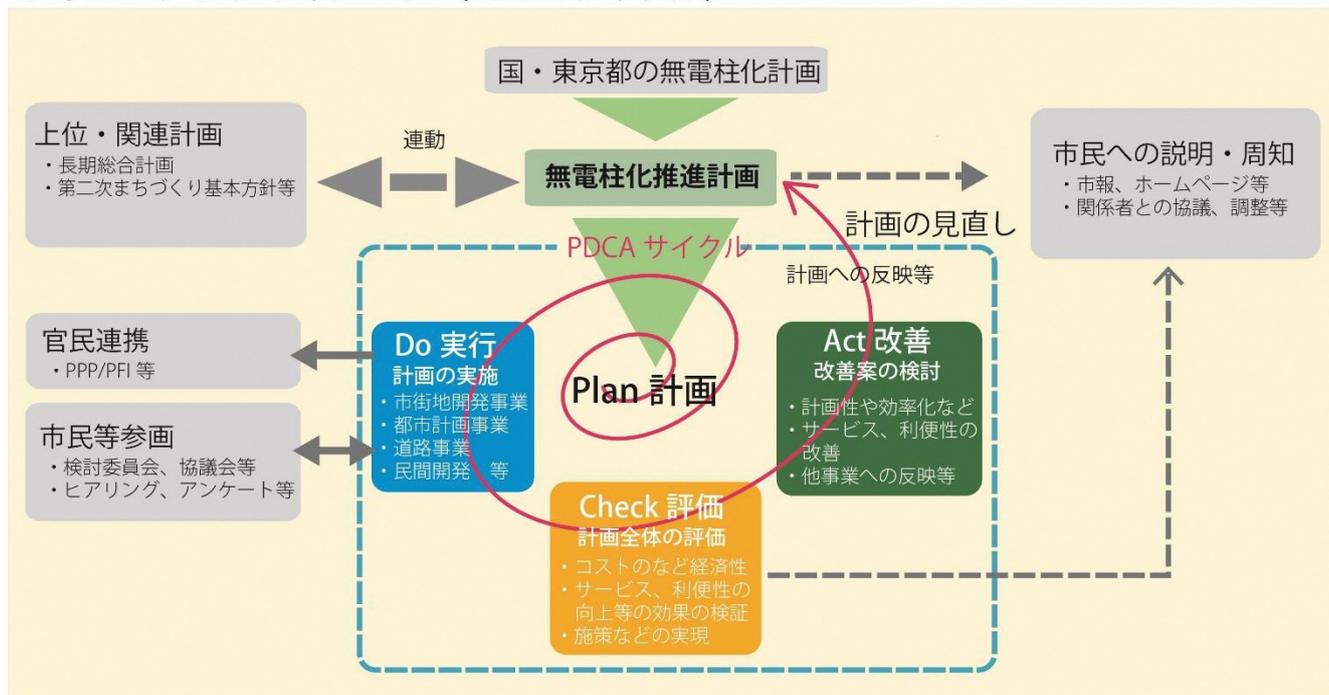
減免対象	占用料
	<p>■単独地中化 管路・変圧器等地上機器 (柱状型機器含む)とも 政令額の1/9 →徴収しない(R2年度～)</p> <p>■電線共同溝 電線:政令額の8/10 変圧器等地上機器(柱状型 機器含む):政令額の1/9</p>

(注) 管路・電線・変圧器等地上機器の設置時期にかかわらず減免措置を実施

(5) 計画の進行管理

無電柱化を計画的に実効的に推進するために、事業の進捗や計画の達成状況などを把握し、PDCAサイクルによる適切な計画の見直しや市民や関連する事業者とともに協働により、計画の進行管理を図る。

フォローアップのイメージ (PDCA サイクル)



【図7-1】計画のフォローアップ

資料編

武蔵村山市無電柱化推進計画策定委員会

1 武蔵村山市無電柱化推進計画策定委員会設置要綱

令和5年4月20日

訓令(乙)第129号

(設置)

第1条 無電柱化の推進に関する法律(平成28年法律第112号)の趣旨を踏まえ、武蔵村山市における無電柱化の推進に関する計画である(仮称)武蔵村山市無電柱化推進計画(次条において「推進計画」という。)を総合的かつ円滑に策定するため、武蔵村山市無電柱化推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、推進計画の案を作成し、市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人をもって組織する。

2 委員は、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、企画財政部企画政策課長、総務部防災安全課長、協働推進部産業観光課長、都市整備部都市計画課長、同部交通企画・モノレール推進課長及び同部区画整理課長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ都市整備部建設管理担当部長の職にある委員及び都市整備部長の職にある委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備部道路下水道課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月20日から施行する。

2 武蔵村山市無電柱化推進計画策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	職 名
委 員 長	指田 政明	都市整備部建設管理担当部長
副委員長	樋渡 圭介	都市整備部長
委 員	平崎 智章	企画財政部企画政策課長
委 員	鈴木 哲人	総務部防災安全課長
委 員	中村 顕治	協働推進部産業観光課長
委 員	篠田 光宏	都市整備部都市計画課長
委 員	木村 朋子	都市整備部交通企画・モノレール推進課長
委 員	指田 光春	都市整備部区画整理課長

3 会議の開催状況

日 程	回	内 容
令和6年1月26日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵村山市無電柱化推進計画（案）について ・今後のスケジュールについて
令和6年2月29日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵村山市無電柱化推進計画（素案）について ・今後のスケジュールについて
令和6年3月5日 【書面開催】	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵村山市無電柱化推進計画（原案）について

武蔵村山市無電柱化推進計画

(令和6年度～令和15年度)

発行年月／令和6年3月

発行／武蔵村山市

編集／武蔵村山市都市整備部道路下水道課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042 (565) 1111 (代表)



武蔵村山市